

様式第2号（第8条関係）

雑誌スポンサー承諾（不承諾）決定通知書

年 月 日

様

神栖市教育委員会教育長

㊟

年 月 日付けで申込みのあった神栖市雑誌スポンサー制度について、下記のとおり決定したので、神栖市雑誌スポンサー制度要項第9条の規定に基づき、通知します。

記

1 決定内容 承諾・不承諾

2 雑誌名および掲載期間等

| No | 掲載館 | 雑誌名 | 広告掲出期間 | 備考(雑誌納入業者・連絡先) |
|----|-----------|-----|--------|----------------------|
| | 中央 うずも | | | 書店名 (担当：) 電話 FAX |
| | 中央 うずも | | | |
| | 中央 うずも | | | |

3 不承諾の場合の理由

4 その他

- (1) 広告掲載にあたり、別紙「神栖市立図書館雑誌スポンサーに関する留意事項」を了知願います。
- (2) 雑誌納入業者から連絡がありますので、支払い等の手続きをお願いします。

別紙

神栖市立図書館雑誌スポンサーに関する留意事項

- 1 神栖市(以下「甲」という。)は、雑誌のスポンサー(以下「乙」という。)から提供を受けた雑誌の最新号にカバーを掛けて、乙の広告を雑誌の裏面に掲出します。この場合、広告の内容等について、乙は事前に甲と協議するものとする。
- 2 期間満了の2ヶ月前までに、甲、または乙いずれから解約の意思表示がない場合は、1年間自動的に更新するものとし、その後も同様とします。
- 3 乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。
- 4 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを、甲に対し保障するものとする。
- 5 第三者から広告に関連して苦情の申し立て、又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。
- 6 提供された雑誌の所有権は、神栖市に帰属します。
- 7 雑誌の配架の位置、保存期間、廃棄その他提供された雑誌の取り扱いについては、図書館が決定します。
- 8 購入代金の支払いは、神栖市立図書館指定の納入業者に直接、お支払いください。決定通知書の内容を、スポンサー様から雑誌納入業者へご連絡してください。
また、雑誌名およびスポンサー名等のお申込み内容について、図書館から雑誌納入業者に通知することがありますのでご了解願います。
- 9 その他に定めない事項については、甲及び乙誠意をもって協議し、解決を図るものとし、

以上